

居宅介護支援事業所 重要事項説明書

ケアサポートセンター筑波園 居宅介護支援事業所

令和7年1月1日現在

1. 経営法人

経営法人 の 名 称	社会福祉法人 恵愛会
所 在 地	茨城県つくば市北条 1180
代 表 者 氏 名	理事長 宮本 浩
電 話 番 号	029-867-1161

2. 運営の目的と方針

要介護状態にある利用者に対し適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。その運営に際しては、利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力や提供を受けている指定居宅サービス、また、そのおかれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことができるように「居宅サービス計画」等の作成及び変更をします。

また、提供を受けている指定居宅サービス、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携及び連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

3. 概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事 業 者 名	ケアサポートセンター筑波園 居宅介護支援事業所
所 在 地	茨城県つくば市北条1180-2
電 話 番 号	029-867-5011
介護保険指定番号	0872000138号
サービス提供地域	つくば市

＊ケアサポートセンター筑波園 居宅介護支援事業所 以下「事業者」という。

(2) 当法人のあわせて実施する事業

種 類	事業所名
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム筑波園(従来型)
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム筑波園(ユニット型)
(介護予防)短期入所生活介護	ショートステイセンター筑波園(従来型)
(介護予防)短期入所生活介護	ショートステイセンター筑波園(ユニット型)
(介護予防)通所介護	デイサービスセンター筑波園
居宅介護支援事業所	ケアサポートセンター筑波園

(3) 職員体制

	資 格	業務内容	
管理者 兼 主任介護支援専門員	主任介護支援専門員	総括及び居宅介護支援サービス等に係る業務	兼務 1名
介護支援専門員	介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に係る業務	専従 1名
事務職員		会計事務	1名

(4) 営業日

平日（月曜日から金曜日） 午前8時30分～午後5時30分

土・日曜及び 12/30～1/3 を除く

(5) 居宅介護支援の実施概要

事 項	備 考
課 題 分 析 お よ び モニタリングの実施 方法	厚生労働省が定める課題分析標準項目に準じた「居宅サービス計画ガイドライン」を使用して課題分析を行います。その後、少なくとも月に1回は利用者の居宅を訪問し、ご利用者と面談の上サービスの利用状況、目標に向けた進行状況、生活上の変化などを確認させていただき記録します。 また、ご利用者の同意およびサービス担当者会議で主治医、担当者その他の関係者の合意が図られた場合、テレビか電話装置等を活用したモニタリングを行うことができます。その際は、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集します。なお、すくなくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問します。
利用料金	居宅介護支援の実施に際しての利用料金は「別紙1」の通りです。但し、厚生労働省が定める介護報酬については原則としてご利用者負担はありません。
研修の参加	職員研修、現任研修等、資質向上のための必要な研修に参加します。
担当者の変更	担当者の介護支援専門員の変更を希望する方は対応可能です。

4. 利用者からの相談または苦情に対応する窓口

(1) 当事業者相談窓口

担当者	鈴木 静香
電話番号	029-867-5011
対応時間	月～金 8:30～17:30

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は直ちに連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者及びサービス事業所から事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果及び具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得がいくような理解を求めます。

(3) サービス事業者に対する苦情対応方針等

サービス事業者による苦情対応状況を正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き止め、改善に向けた対応がなされるよう、サービス事業者との十分な話し合い等を実施します。また、その後も必要に応じサービス事業所を訪問し、よりよいサービス提供が図れるようにします。

(4) 苦情申し立て機関が下記のとおり設置されています。

外部苦情相談窓口

市町村窓口	つくば市役所 (高齢福祉課)	つくば市研究学園1丁目1番地1 029-883-1111(代表) 月～金 8:45～16:30
公的団体窓口	茨城県国民健康保険 団体連合会	水戸市笠原町978番地26 029-301-1565 月～金 9:00～16:30

5. 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生した、ご利用者の身体的または精神的な通常とは異なる状態についてサービス事業者から連絡があった場合は、下記のと通りの対応を致します。

① 事故発生の報告

事故によりご利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村(保険者)に報告します。

② 処理過程及び再発防止策の報告

①の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を明確にし、ご利用者および市町村(保険者)に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

6. 緊急時の対応方法

事業者はサービス事業所から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い適切に対応します。

7. 主治の医師及び医療機関等との連絡

事業者はご利用者の主治の医師及び関係機関との間において、ご利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことをご利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

- ①利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業者名及び担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。
- ②また、入院時には、ご本人またはご家族から、当事業者名及び担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

8. 他機関との各種会議等

- ①ご利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施する場合があります。
- ②ご利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用して実施します。

9. 秘密の保持

- ①介護支援専門員及び事業所に所属する者は、サービス提供する上で知り得たご利用者及びご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続します。
- ②ご利用者及びご家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等においてご利用者及びご家族の個人情報を用いませぬ。

10. 利用者自身によるサービスの選択と同意

- ①ご利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を下記の通り適正にご利用者またはご家族に対して提供するものとします。
- ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予めご利用者に対して、複数の指定居

宅サービス事業所等を紹介するよう求める事ができること、ご利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅介護サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができることを説明します。

- ・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、ご利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
 - ・当事業所がケアプランに位置付けている訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は「別紙2」の通りです。
 - ・居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者会議の招集ややむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。
- ②主治の医師が、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿った支援を実施いたします。具体的には、ご利用者またはそのご家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問(モニタリング)をさせていただき、ご利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握を実施します。その際にご利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業所へ提供することで、その時々状態に即したサービス提供の調整等を行います。

11. 業務継続計画の策定

事業所は感染症や自然災害の発生時において、ご利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業者は、感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ①感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね1月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- ②感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

- ③介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

13. 虐待の防止

事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的を開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ②虐待防止のための指針を整備します。
- ③介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。
- ④虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

居宅介護支援の提供にあたり、ご利用者に対して本書面に基づいて重要事項説明を行いました。この証として本書2通を作成し、ご利用者、事業者が署名の上、各自1通を保有するものとします。

但し、ご利用者の利便性向上や介護保険サービス事業所の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、以下の対応をさせていただきます。

ア 書面での説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を可能とします。

イ ご利用者等の押印について、求めないことを可能とします。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供に際し、本書面の重要事項の説明を行いました。

事業者名 ケアサポートセンター筑波園 居宅介護支援事業所
所在地 つくば市北条1180-2
管理者 小松 英信

説明者 _____

令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援の提供開始に同意しました。

ご利用者
住 所 _____

氏 名 _____

(代理人)
住 所 _____

氏 名 _____

続 柄 _____ (本人からみて)

別 紙 1

利用料金及び居宅介護支援

居宅介護支援Ⅰ

居宅介護支援（ i ）	介護支援専門員1人あたり取扱件数が45未満である場合又は45以上である場合において、45未満の部分	要介護1・2	1086単位
		要介護3・4・5	1411単位
居宅介護支援（ ii ）	介護支援員1人あたりの取扱件数が45以上である場合において、45以上60未満の部分	要介護1・2	544単位
		要介護3・4・5	704単位
居宅介護支援（ iii ）	介護支援専門員1人あたりの取扱件数が45以上である場合において、60以上の部分	要介護1・2	326単位
		要介護3・4・5	422単位

居宅介護支援Ⅱ

居宅介護支援（ i ）	介護支援専門員1人あたり取扱件数が50未満である場合又は50以上である場合において、50未満の部分	要介護1・2	1086単位
		要介護3・4・5	1411単位
居宅介護支援（ ii ）	介護支援員1人あたりの取扱件数が50以上である場合において、50以上60未満の部分	要介護1・2	527単位
		要介護3・4・5	683単位
居宅介護支援（ iii ）	介護支援専門員1人あたりの取扱件数が50以上である場合において、60以上の部分	要介護1・2	316単位
		要介護3・4・5	410単位

利用料金及び居宅介護支援費【減算】

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に80%以上の集中等 (指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与)	1月につき200単位
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合 運営基準減算が2月以上継続している場合	基本単位数の50%に減算 算定不可
同一建物減算	居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者又は居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く)に居住する利用者に対して居宅介護支援を行った場合	所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定
高齢者虐待防止措置未実施減算	厚生労働大臣が定める高齢者虐待防止のための基準を満たさない場合	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算
業務継続計画未策定減算	業務継続計画を策定していない場合	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 (令和7年4月以降)

特定事業所加算

	算定要件	加算 (Ⅰ) (519単位)	加算 (Ⅱ) (421単位)	加算 (Ⅲ) (323単位)	加算 (A) (114単位)
①	常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していること。＊利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は、同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務しても差し支えない。	○ 2名以上	○ 1名以上	○ 1名以上	○ 1名以上
②	常勤かつ専従の介護支援専門員を配置していること＊利用者に対する指定居宅会議支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は、同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務しても差し支えない。	○ 3名以上	○ 3名以上	○ 3名以上	○ 常勤1名 かつ 常勤換算 2名以上
③	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的に行うこと	○	○	○	○
④	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○	○ (連携でも可)
⑤	算定日が属する月の利用者総数のうち要介護3～要介護5である者が4割以上であること	○	×	×	×
⑥	介護支援員に対して計画的に研修を実施していること	○	○	○	○ (連携でも可)
⑦	地域包括支援センターからの支援から支援困難な事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供していること	○	○	○	○

⑧	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること	○	○	○	○
⑨	指定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	○	○	○
⑩	介護支援専門員1人あたりの利用者の平均件数が45名未満(居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は50名未満)であること	○	○	○	○
⑪	介護支援専門員実務研修における科目等に協力または協力体制を確保していること	○	○	○	○ (連携でも可)
⑫	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等実施していること	○	○	○	○ (連携でも可)
⑬	必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○	○	○	○

指定事業所医療介護連携加算 125単位

	算定要件
①	前々年度の3月から前年度の2月迄の間、退院退所加算の算定における病院及び介護保険施設との連携の回数の合計が35回以上であること
②	前々年度の3月から前年度の2月迄の間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していること ＊令和7年3月31日までの間は、5回以上算定していること ＊令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、令和6年3月におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数に3を乗じた数に令和6年4月から令和7年2月までの間におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数を加えた数が15以上であること
③	特定事業所加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)のいずれかを算定していること

加算について

初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300単位
入院時情報連携加算 (Ⅰ)	病院又は診療所への入院当日中に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	250単位
入院時情報連携加算 (Ⅱ)	病院又は診療所に入院してから3日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	200単位
イ) 退院・退所加算 (Ⅰ) イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	450単位
ロ) 退院・退所加算 (Ⅰ) ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	600単位
ハ) 退院・退所加算 (Ⅱ) イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること	600単位
二) 退院・退所加算 (Ⅱ) ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報を二回受けており、そのうち一回はカンファレンスによること	750単位
ホ) 退院・退所加算 (Ⅲ)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報を三回受けており、うち一回はカンファレンスによること	900単位
通院時情報連携加算	利用者が医師または歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師または歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師または歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス	50単位

	計画等に記録した場合	
ターミナル ケアケアマネジメント 加算	在宅で死亡した利用者に対して死亡日 及び死亡日前14日以内に2日以上居宅 を訪問し心身状況を記録し、主治医及 び居宅サービス計画に位置付けたサー ビス事業者を提供した場合算定	400単位
緊急時 居宅カンファレンス 加算	病院又は診療所の医師の求めにより当 該病院又は診療所の職員と共に利用者 の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、 必要に応じて居宅サービス等の利用調 整を行った場合	200単位

ご利用者の費用負担が発生する場合

- ・保険料の滞納などにより、給付制限が行われている場合
- ・その他、適正に本事業を遂行するにあたって、やむを得ない理由でご利用者負担が
妥当と認められる場合

なお、ご利用者負担が発生した場合には、月末締めにて、請求書を発行いたします。受領しました際には領収書を発行いたします。

諸事業にて保険給付がなされずに自己負担となった場合には、領収証明書を市町村担当課に提出しますと還付払いの対象になる場合があります。

別 紙 2

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下のとおりです。

①前6か月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

* 通所介護と地域密着型通所介護は合算

(R6年3月～R6年8月)

訪問介護	16.0%
通所介護/地域密着型通所介護	41.8%
福祉用具貸与	56.1%

②前6か月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの、同一事業所によって提供されたものの割合

* 通所介護と地域密着型通所介護は合算

(R6年3月～R6年8月)

訪問介護	ウエルシア 52.1%	なかよし 21.7%	ニチイ 13.0%
通所介護/ 地域密着型通所介護	筑波園 76.6%	なかよし 10.0%	シニアガーデン 6.6%
福祉用具貸与	茨城福祉サービス 67.7%	栗原医療器械 18.0%	スマイル 9.3%